



夜祭に向けてわくわくしながら入念に準備する! それが秩父人

身体的、性的虐待のほかにも、次のような虐待があります。  
**■保護の怠慢・拒否による虐待**  
 食事を与えない、長時間放置する、同居人による虐待を保護者が放置するなど  
**■心理的虐待**  
 子どもの心を傷つける言動、子ども目の前で、夫・妻・パートナーがその相手に暴力を振るうなど

**関熊谷児童相談所**  
 ☎048152114152  
 市役所社会福祉課 ☎2515204  
 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課  
 吉田 ☎7216082  
 大滝 ☎5510865  
 荒川 ☎5412116

# 11月は 児童虐待防止 推進月間です

保護者は「しつけ」のつもりでも 保護者の認識とは関わりなく、「子どもにとって有害であるか」「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」という視点で判断し、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待となります。

**虐待を防ぐために**  
 虐待者が保護者であるため、子どもは自ら救いを求めることがなかなかできません。また、保護者を責めるだけでは解決にはなりません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。「もしかして、虐待?」と思ったときには左記へご連絡ください。連絡者の秘密は守ります。

なぜ虐待してしまうのか

虐待をする保護者だけを責めてしまいがちですが、保護者自身も生活苦や子育て、家庭の問題等で悩んでいたりと、地域から孤立していたりと、さまざまな原因から虐待に至ってしまうことが多いのです。

## 地域で子どもたちを見守りましょう! 子どもへの声かけ・見守りをお願いします。



青少年育成秩父市民会議では、80の青少年育成団体が、「あいさつ運動」や各団体の活動を通して、青少年健全育成に取り組んでいます。

全国各地で子どもが重大な犯罪に巻き込まれてしまう悲惨な事件が増えていますが、地域の大人たちの力でこのような事件から子どもたちを守りましょう。

- 子どもたちの登下校時に「おはよう」「おかえり」などの声かけをしましょう。
- 子どもと「行き先を家族に伝える」「帰宅時間を守る」などの約束をしましょう。  
 また、埼玉県青少年健全育成条例では、次のことに努めるよう定められています。
- 保護者等は午後11時から午前4時までの時間帯に青少年を外出させない。
- 深夜営業の店舗等は、その時間帯に施設内・敷地内にいる青少年に帰宅を促す。

すでに市民の皆さんには、見守り隊や防犯パトロールなどでご尽力いただいておりますが、なお一層のご協力をお願いします。

### いじめ、絶対ダメ。

いじめは、決してひとごとではなく、誰にでも起こりうるとても身近な問題です。



いじめにあったり、気がついたりしたら、一人で悩まずに相談してください。大人の方もそのような心配があつたら、相談してください。

### よい子の電話教育相談 (24時間365日対応)

18歳以下の子ども専用 (無料)  
 ☎0120-86-3192  
 保護者専用 ☎048-556-0874

**Eメール相談** ✉soudan@spec.ed.jp  
 いじめメール相談フォーム  
 (右のQRコードから入れます。)  
**関生涯学習課** ☎23-2294

